

附属書十一 A 自由職業サービス（下線は本報告書用に追記した）

一般規程

- 4 締約国は、実行可能な場合には、追加的な筆記試験を必要とすることなく、外国のサービス提供者の本国における免許又は認められた職業団体の構成員としての地位に基づいて、一時的な又は事業別の免許又は登録の制度を実施するための手段をとることを検討することができる。この一時的又は限定的な免許の制度は、外国のサービス提供者が当該締約国の免許要件を満たす場合には、当該締約国の免許を取得することを妨げるために運用すべきではない。

エンジニアリング・サービス及び建築のためのサービス

- 7 締約国は、APEC 技術士又は APEC 建築士の登録制度を運用している自国の関係団体が、当該登録制度を運用している他の締約国の関係団体と相互承認に関する取決めを行うことを奨励する。

技術士の一時的な免許又は登録

- 8 4の規定を適用するほか、締約国は、技術士の一時的な又は事業別の免許又は登録の制度を実施するための手段をとるに当たり、次の事項に関する勧告について自国の関係職業団体と協議する。
- (a) 他の締約国の技術士に対し、当該締約国の領域において自己の専門的なエンジニアリング業務に従事することを許可するための一時的な免許又は登録の手続の整備
 - (b) (a) に規定する技術士の一時的な免許又は登録を円滑に行うために権限のある当局が締約国の領域において採用すべき手続のひな形の作成
 - (c) 一時的な免許又は登録の手続の整備に当たり優先すべき専門的なエンジニアリング業務
 - (d) 当該関係職業団体との間の協議において特定される技術士の一時的な免許又は登録に関連するその他の事項